

## 告 示

### 埼玉県選管告示第七号

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年二月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程の一部を改正する告示

最高裁判所裁判官国民審査公報発行規程（平成元年埼玉県選管告示第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条」を「第二十五条」に改める。

第四条第二項中「記載された」を「登録された」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。